

平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6 4 6 0 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ代表室長兼グループコミュニケーション室長
上 田 晃 一 郎
(電話番号 0 3 - 6 2 1 5 - 9 9 5 5)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 18 日開催予定の第 5 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という）の施行に伴い、当社定款規定に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がなされたものとみなされておりますので、当社定款第 8 条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 18 日(木曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 18 日(木曜日)

以上

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則 第 1 条 ～ 第 7 条 (株券の発行) 第 8 条 当会社の株式については、株券を発行する。 (単元株式数に満たない株式に係る株券) 第 9 条 当会社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しないことができる。 (単元未満株式の買増請求) 第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を当会社に対して売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。 2. (条文を省略) (単元未満株主の権利制限) 第 11 条 (条文を省略) (株主名簿管理人) 第 12 条 (条文を省略) 2. (条文を省略) 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿ならびに新株予約権原簿は、株主名簿管理人事務取扱場所に備え置き、株式および新株予約権の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株	第 1 章 総 則 第 1 条 ～ 第 7 条 (現行どおり) (削 除) (削 除) (単元未満株式の買増請求) 第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を当会社に対して売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。 2. (現行どおり) (単元未満株主の権利制限) 第 9 条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第 10 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) (削 除)

現行定款	変更案
<u>式の買取りおよび売渡し、その他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</u> (株式取扱規程) 第 13 条 当会社の<u>株券の種類、株式および新株予約権の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株主のなすべき届出、株券の再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式および新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手續等</u>ならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。 第 14 条 ～ 第 56 条 (条文を省略) (新 設) (新 設) (新 設)	(株式取扱規程) 第 11 条 当会社の<u>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等</u>については、<u>法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第 12 条 ～ 第 54 条 (現行どおり) 附則 第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u> 第 2 条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第 3 条 <u>本附則第 1 条乃至本条は、平成 2 2 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u>

以上